

精神科訪問看護 特化型

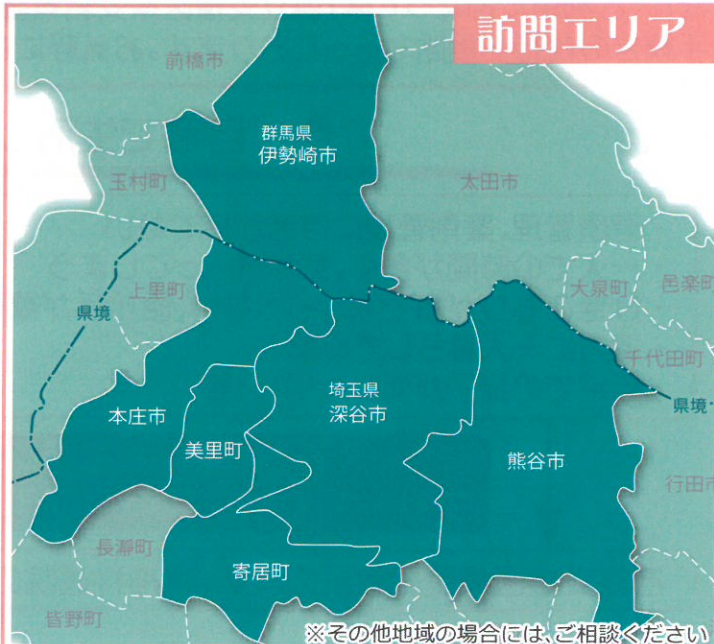
訪問看護ステーションあやめ深谷

事業所番号：申請中 ステーションコード：申請中

【所在地】〒366-0802 埼玉県深谷市桜ヶ丘 106-2 JB5 103号



現地案内図



訪問エリア

【訪問エリア】 深谷市・本庄市・美里町・熊谷市
寄居町・伊勢崎市(群馬県)

【営業時間】9：00～18：00

【休業日】日曜・年末年始

ファーストナース独自のサービス

〈精神科通院の無料介助サービス〉

ファーストナースでは週 2 回以上当社サービスを受けている方の病院通院を無料でお手伝いいたします。(月 1 回)

〈相談員の配置〉

ファーストナースでは施設ごとに各種申請や更新を無料でお手伝いする相談員を配置しています。

〈交通費の廃止〉

ファーストナースではご自宅や施設までの交通費を頂いておりません。

〈日々の訪問内容メールサービス〉

ファーストナースではご希望いただいたご家族様や医療・福祉関係者様にペーパーレス記録システムを生かした訪問内容のメール送信サービスを実施しています。



TEL : 048-551-8030 FAX : 048-575-3644

お気軽にお問い合わせ・ご相談ください

株式会社 ファーストナース

【本社】〒105-0004 東京都港区新橋 2丁目 12-16 明和ビル 4F

【訪問看護事業部】〒105-0004 東京都港区新橋 3-11-1 マルイト新橋ビル 6F

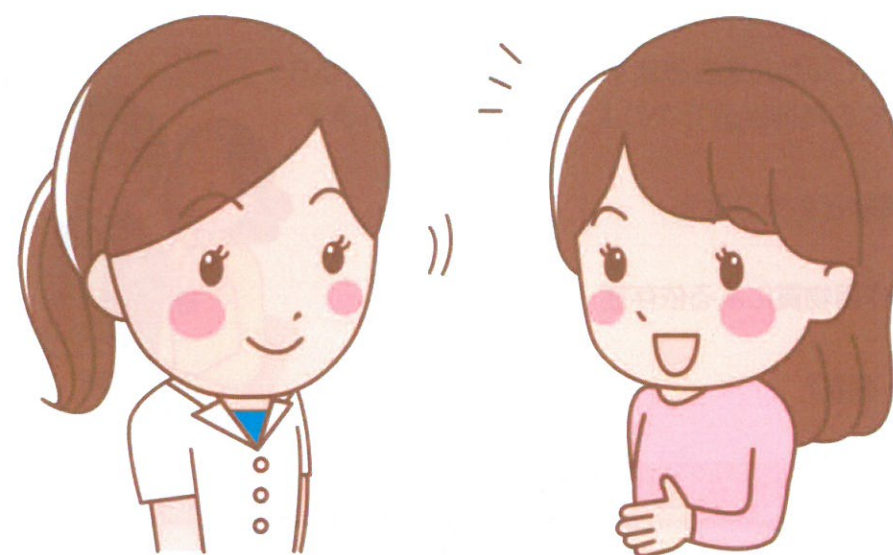
TEL : 03 - 5472 - 7665 / FAX : 03 - 3433 - 8060

精神科訪問看護 特化型

株式会社ファーストナース 訪問看護ステーション



あやめ深谷



自宅・施設での充実した日々のため 利用者様の身心と身体に 寄り添います

【ご利用相談窓口】お気軽にお問い合わせ・ご相談ください



0120-734-652

メールでのお問い合わせも受け付けております。E-mail soudan@firstnurse.co.jp



訪問看護ステーションあやめの特徴

ファーストナースは「精神科訪問看護」に特化した訪問看護事業所「訪問看護ステーションあやめ」を運営し、ご自宅や施設で暮らしている方々が安心して生活できるように地域の医療機関や福祉施設と連携したサービス提供を行います。

精神科訪問看護

ご自宅や施設で暮らしている方に自立支援医療制度に基づいた訪問看護サービスを実施し健康管理・薬剤管理を通じてご利用者様の健康的な生活に寄与いたします。

ご利用までの申請代行をさせていただきます。

また医療サービスのため、介護単位数を使うことはありません。

※現在、医療または介護の訪問看護をご利用されている方は、重複してご利用いただけません。

対象となる方

何らかの精神疾患(てんかんを含みます)により通院している方対象となるのは全ての精神疾患で次のようなものが含まれます

- ・統合失調症
- ・うつ病、躁うつ病などの気分障害
- ・不安障害
- ・薬物などの精神作用物質による依存症
- ・知的障害
- ・摂食障害(過食・拒食)
- ・てんかん



訪問時間 月曜日から土曜日の9時から17時まで訪問(定休日を除く)

料金と回数

- ・週1回から週3回までご利用可能です
- ・1回35分程度
- ・自立支援医療受給者証をご利用いただきますので1割負担となります
また、世帯収入等により月額上限額が設定される場合があります

区分	負担額
① 精神療養費(I)	週3日まで(30分以上) 555円
② 訪問看護管理療養費	月の初日 744円
	月の2日目以降 300円
複数名訪問看護加算	※行った場合のみ算定 450円

※1回のご利用料金は上記表の①と②の合算額となります



よくあるご質問

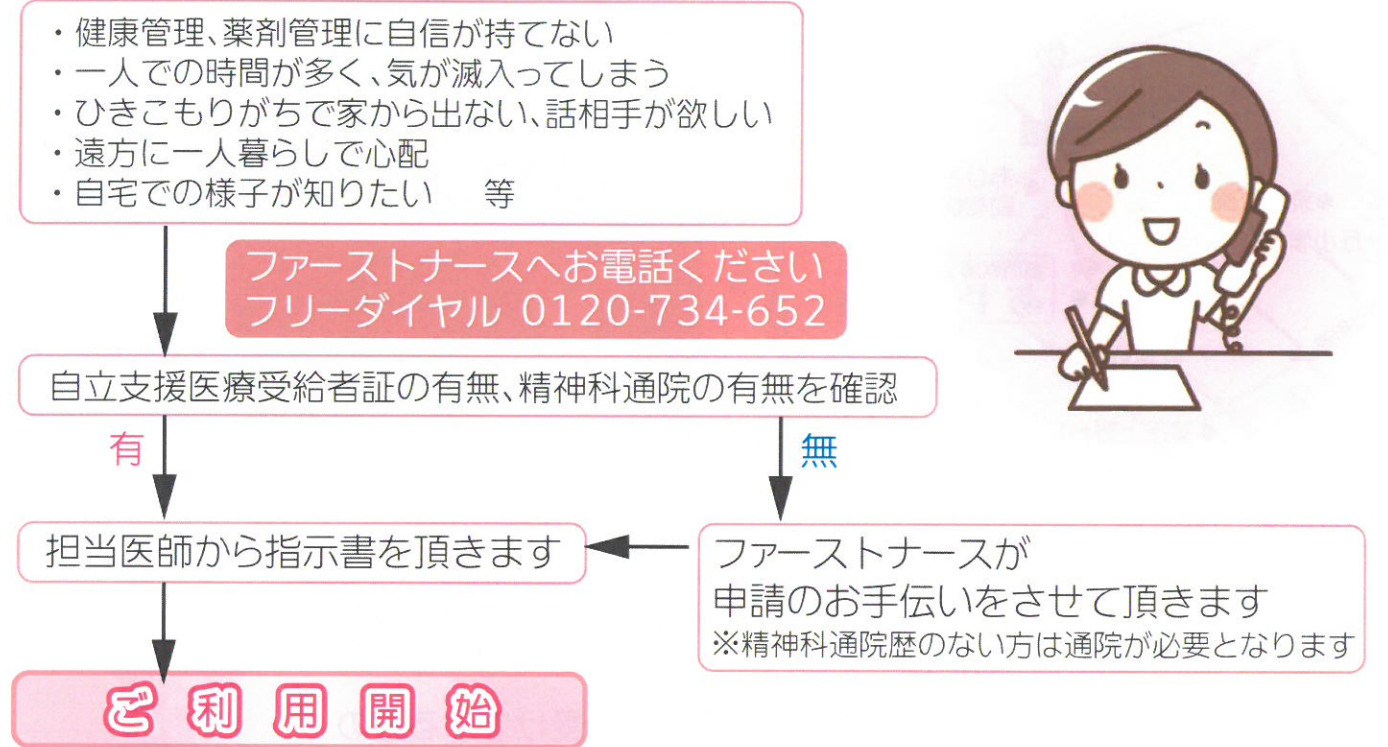
- Q 精神科訪問看護は何歳から利用できるの?
A 精神疾患があり通院している方であれば何歳からでもご利用できます。
- Q 介護保険のサービスを上限一杯に使っていますが、使えますか?
A 精神科訪問看護は医療に該当するサービスです。
今お使いの介護サービスを変えることなく追加サービスとしてお使いいただけます。
- Q 認知症の周辺症状で困っています。精神科訪問看護は使えますか?
A 残念ながら認知症を主病訴としている方は精神科訪問看護はお使いいただけません。

ご利用までの流れ

〈精神科訪問看護〉

精神科訪問看護は精神疾患があり通院している方が対象となります。
また、ご利用にあたっては「自立支援医療受給者証」及び「精神科医師指示書」が必要となります。
手続きの代行・援助も行っております。お気軽にご相談ください。

◎ご自宅で生活している方の場合



◎施設で生活している方の場合(関係者様向け)

精神科訪問看護は、自立支援医療制度を利用しているため、**介護老人保健施設、介護療養型医療施設以外の全ての施設**入居者様にご利用可能のサービスとなっています。

